

## 入札契約制度の見直しについて

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせいたします。

記

### 1 建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の等級区分について

- (1) とび・土工・コンクリート工事に等級区分を新設します。
- (2) すでに等級区分を設定している業種について、等級を区分する総合点数を見直します（補償関係コンサルタント業務を除く）。

※ 平成 23・24 年度の等級区分は以下のとおりです。

#### ア 建設工事

##### (7) 土木一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	870 点以上	2,400 万円以上
B	770 点以上 870 点未満	1,400 万円以上 2,400 万円未満
C	670 点以上 770 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	670 点未満	600 万円未満

##### (4) 建築一式工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	850 点以上	1,500 万円以上
B	700 点以上 850 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	700 点未満	300 万円未満

##### (5) ほ装工事

等級	総合点数	発注標準金額
A	780 点以上	700 万円以上
B	680 点以上 780 点未満	450 万円以上 700 万円未満
C	680 点未満	450 万円未満

**(イ) 管工事**

等級	総合点数	発注標準金額
A	860 点以上	900 万円以上
B	700 点以上 860 点未満	300 万円以上 900 万円未満
C	700 点未満	300 万円未満

**(オ) 電気工事**

等級	総合点数	発注標準金額
A	930 点以上	1,400 万円以上
B	770 点以上 930 点未満	400 万円以上 1,400 万円未満
C	770 点未満	400 万円未満

**(カ) 造園工事**

等級	総合点数	発注標準金額
A	730 点以上	500 万円以上
B	730 点未満	500 万円未満

**(キ) とび・土工・コンクリート工事**

等級	総合点数	発注標準金額
A	680 点以上	450 万円以上
B	680 点未満	450 万円未満

**イ 測量及び建設コンサルタント等業務****(7) 測量業務**

等級	総合点数	発注標準金額
A	190 点以上	350 万円以上
B	190 点未満	350 万円未満

**(イ) 補償関係コンサルタント業務**

等級	総合点数	発注標準金額
A	160 点以上	500 万円以上
B	160 点未満	500 万円未満

## 2 総合評価落札方式について

- 総合評価落札方式の技術評価項目を見直します。

改正後		現行	
項目	内容	項目	内容
同種工事施工実績 (配点：上限 1.0 点)	過去に同種・類似工事を元請又は下請で施工した実績により評価する。	同種工事施工実績 (配点：上限 1.5 点)	過去に同種・類似工事を元請で施工した実績により評価する。
優良工事表彰状況 (配点：上限 2.0 点)	過去 10 か年における以下の表彰の受賞の有無により評価 ①宇都宮市長又は栃木県知事表彰 ②関東地方整備局長又は事務所長表彰	優良工事表彰状況 (配点：上限 2.0 点)	過去 10 か年における以下の表彰の受賞の有無により評価 ①宇都宮市長又は栃木県知事表彰
ISO 又は事業所版 ISO の取得状況 (配点：上限 1.0 点)	以下の認証取得の有無により評価 ①ISO9001 ②ISO14001 ③エコうつのみや 21 ④エコアクション 21	ISO 又は事業所版 ISO の取得状況 (配点：上限 1.0 点)	以下の認証取得の有無により評価 ①ISO9001 ②ISO14001 ③エコうつのみや 21
建設業労働災害防止協会加入状況 (配点：上限 0.5 点)		建設業労働災害防止協会加入状況 (配点：上限 1.0 点)	
施工計画 (配点：上限 7.0 点)		施工計画 (配点：上限 6.0 点)	

## 3 建設工事における電子くじについて

- 建設工事の電子入札による制限付き一般競争入札において、同価入札の場合に、電子くじを導入します。

### (1) 電子くじについて

電子くじの対象となる入札において、落札候補者となる者が 2 者以上ある場合にシステムで落札候補者の順位を決定します。

### (2) 電子くじの対象

建設工事の電子入札による制限付き一般競争入札

※ 電子くじの具体的な方法については別添資料「電子くじのしくみ」をご覧ください。

#### 4 物品購入等契約における制限付き一般競争入札について

- 物品購入等契約における制限付き一般競争入札の対象業種を拡大します。

改正後	← 現行
燃料、印刷製本請負、電気機械類、計測機器類、事務機器類、工業用薬品、保安・消防・防災用品、事務用品	燃料、印刷製本請負、電気機械類、計測機器類、事務機器類、工業用薬品

#### 5 物品購入契約における一般競争見積（オープンカウンター方式）について

- 物品購入等契約において一般競争見積（オープンカウンター方式）を導入します。

導入対象業種
燃料、事務機器類

※ 一般競争見積（オープンカウンター方式）

予定価格が 80 万円以下の物品購入等について、見積を依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件（仕様）を公開し、参加を希望する者からの見積書提出により受注者を決定する方法。

#### 6 指名停止基準について

- 措置期間を見直します。

要件（主なもの）	改正後 ←	現行
建設業法違反（市発注工事）	2 か月～ 9 か月	1 か月～ 9 か月
建設業法違反（一般契約）	1 か月～ 9 か月	
贈賄	6 か月～24 か月	4 か月～12 か月
独占禁止法違反	6 か月～24 か月	4 か月～24 か月
談合等	6 か月～24 か月	4 か月～12 か月
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	1 か月～ 6 か月	2 か月～ 6 か月
安全管理措置の不適切により生じた関係者事故	2 週間～ 4 か月	1 か月～ 4 か月
契約違反	2 週間～ 4 か月	1 か月～ 4 か月

※ 「宇都宮市契約参加者指名停止基準」については、平成 23 年 4 月 1 日から、「宇都宮市入札参加停止措置要領」に改めます。

## 7 契約書（約款）について

(1) 現場代理人の常駐義務の緩和に係る規定を新設します。

[規定の内容]

- ・ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。
  - ア 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - イ 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ウ 工場製作のみが行われている期間
  - エ 工事現場で作業が行われていない期間

[規定の対象となる契約]

- ・ 建設工事の請負

(2) 受注者が暴力団員等の場合の発注者の解除権に係る規定を新設します。

[規定の内容]

- ・ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - ア 役員等が暴力団員であるとき
  - イ 暴力団が実質的に経営に参加しているとき
  - ウ 不正の利益等のために暴力団を利用しているとき
  - エ 資金提供など暴力団の維持、運営に関与しているとき
  - オ 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - カ 暴力団関係者と知りながら契約（下請契約、原材料の購入契約など）を締結したとき
  - キ 暴力団関係者と契約（下請契約、原材料の購入契約など）を締結してきたことが判明したにもかかわらず、契約を解除しないとき

[規定の対象となる契約書]

- ・ 建設工事の請負
- ・ 業務委託（工事関連）
- ・ 業務委託（工事関連以外）
- ・ 物品購入、賃貸借、修繕
- ・ 製造の請負
- ・ 不用品の売払い

## 8 適用

平成 23 年 4 月 1 日

※ 業務委託（工事関連を除く）の契約約款の改正については、平成 23 年度予算執行分から適用

## 電子くじのしくみ

電子くじの対象となる入札において、落札候補者となる者が2者以上ある場合にシステムで落札候補者の順位を決定します。

決定方法は、次の計算式で行います。計算に使用する数字については、くじ抽選対象者の意思を反映し、かつ、より高い公正性を確保するため、案件ごとに変化する数字とします。

### 【電子くじの概要】

対象	建設工事の電子入札による制限付き一般競争入札	
決定方法の要素とする数	(ア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>くじ抽選対象者が指定した数（くじ番号）</li> <li>当該入札参加者数（参加申請を行い受領された者の総数）</li> <li>くじ抽選立会人が抽出した数</li> </ul>
	(イ)	くじ抽選対象者数（同額で入札した複数の落札候補者の数）
参加申請番号	(ウ)	参加申請到達順にくじ抽選対象者に割り振った番号
決定方法	$(ア)の合計 \div (イ) = 商 + 余り$ <b>(ウ)と余りが一致したものを第1順位者とする。</b> <b>※余りが0の場合は、余りを(イ)と読み替える。</b>	

### 【電子くじの手順】

電子入札参加者が入札書と同時に提出する「**工事費内訳書**」に任意の数字（1～99までの整数）を記入し、「**くじ番号**」を指定します。  
 ※1～99以外の数字・文字を記載した場合などについては、「1」と記載されたものとして取扱います。

開札  
同価入札の発生

- 参加者を電子入札の参加申請順並べ替え、くじ抽選対象者に、「**参加申請番号**」を設定します。
- 【**電子くじの概要**】の決定方法による計算で、「**余り**」を求めます。
- ①で設定した「**参加申請番号**」と②で計算した「**余り**」が一致した者を「**審査順位が第1位の者**」とし、後日、入札参加資格審査の結果、要件を満たした場合に落札決定者とします。  
 ※審査順位が第1位の者について、入札参加資格審査の結果、落札決定者とならなかった場合は、審査順位が第2位以降の者を順次審査し、要件を満たす者を落札決定者とします。

※くじ抽選立会人とは、開札の結果くじ抽選が発生した場合に、同日中に開札される開札時の立会人から2名を選定します。

※くじ抽選立会人が抽出した数とは、立会人が1～99の数が記載されたくじを引き、立会人Aが引いた数を上2桁、立会人Bが引いた数を下2桁とした数字です。

## 【具体的な事例】

### 前提条件

- ・入札参加者はA～Fの6者。
- ・くじ抽選対象者はB、C、D、Eの4者。
- ・各入札参加者が指定した数は下表「くじ番号」のとおり。
- ・くじ抽選立会人2名は、それぞれ、37と58を指定した。  
→この2数を上2桁、下2桁とし、立会人指定数は「3758」。

参加者名	参加申請順位	くじ番号	備考
A	3	35	最低制限未満
B	1	60	同額
C	5	23	同額
D	4	45	同額
E	2	90	同額
F	6	1	

ア 参加申請順で並べ替え

イ くじ抽選対象者のみで「参加申請番号」を設定

参加者名	ア 参加申請 順位	くじ 番号	備考	イ 参加申請番号		
				第1順位 決定	第2順位 決定	第3順位 決定
B	1	60	同額	1	①	
E	2	90	同額	②		
A	3	35	最低制限未満			
D	4	45	同額	3	2	1
C	5	23	同額	4	3	②
F	6	1				

### 第1順位者の決定

計算式  $(6+60+90+45+23+3758)/4=995+2\cdots$  余り2

参加申請番号2の業者Eを第1順位者とする。

6 : 参加者数

60～23 : 各対象者の指定数

3758 : 立会人指定数

### 第2順位者の決定

順位番号1 : B, 順位番号2 : D, 順位番号3 : C

計算式  $(6+60+90+45+23+3758)/3=1327+1\cdots$  余り1

参加申請番号1の業者Bを第2順位者とする。

### 第3順位者の決定

順位番号1 : D, 順位番号2 : C

計算式  $(6+60+90+45+23+3758)/2=1991+0\cdots$  余り0 (=除数)

参加申請番号2の業者Cを第3順位者とする。